

(3) 市民活動団体

① 役割

民間団体、N G O / N P O (※10) の市民活動団体ならではの機動性や団体ごとの専門性、行動力を生かせる分野や方法での環境教育や環境保全活動の推進及び市等の行政、事業者、市民との中間的立場として各主体との連携・協力に積極的に関与することが求められます。

また、市民活動団体の役割は、環境教育・学習の実施主体となるだけではなく、人材の提供やネットワークの形成等、他の主体の環境教育・学習を支援することも重要です。

② 現状

市民活動団体は、アンケートの回答によると約半数の団体で環境教育が実施されており、地域において、「環境に関する啓発」、「環境保全の実践」、「環境教育」など、自主的に環境保全のための様々な活動を行っています。環境教育に関しては、その多く（13 団体中 10 団体）が他の主体と協働している状況にあり、その相手方としては、行政（10 件）、他の N G O / N P O の団体（6 件）となっています。

具体的な環境教育・学習の活動は、市が行う「環境フェア」等のイベントへの参画及び独自の活動も行われており、里山保全活動やリサイクル活動、環境を守る生活の工夫などがあります。

③ 課題

- ・市民活動団体の自立化・活性化
- ・市民活動団体への支援の充実
- ・市民活動団体間の相互理解、連携の確保
- ・市民活動団体（市民）と市等の各主体の特性を活かした協働の拡大
- ・環境保全活動に関する知識や指導力を有する人材の育成・活用
- ・環境教育・学習が、団体設立の趣旨と異なる団体への啓発

※10 NGO/NPO

NGO は、Non-governmental Organization という英語の頭文字からとったもので、直訳すると「非政府組織」と訳されます。これに対し、NPO は、Non-profit Organization の頭文字からとったもので、「非営利団体」と訳されます。

(4) 事業者

① 役割

事業者は、その活動が地域の環境や地球環境に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷の少ない事業活動を展開することが求められます。地域の一員として、社会的責任（CSR（※11））を自覚し、事業活動を通

じて環境配慮に努めるとともに、地域、学校園、保育所・園、市民活動団体、行政などと連携しながら、事業所内外での環境教育や環境保全活動への参加・参画等の取組を進めていくことが求められています。

また、環境報告書などによる環境情報の公開及び環境管理制度(注)の導入等の実践的な取組や、事業者が持つ人材・施設・技術等の提供が期待されます。

このように事業者にも個人と同様に社会を変えていく役割が求められています。

※11 CSR Corporate Social Responsibility

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の順守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方をいいます。

② 現状

事業者については、環境に対する意識の高まりとともに、事業活動による環境負荷の低減、環境負荷が少ない製品の開発等、施設等見学会、環境研修、環境報告書(注)等の発行、環境管理制度の導入など、様々な取組が大企業を中心進められています。

従業者に対する環境教育・学習を実施している事業者では環境意識が高く、環境を重視した企業・経済活動を積極的に捉えています。具体的には、規模の大きい事業者では、ISO14001取得など環境マネジメントシステム(注)の導入が図られています。

しかし、事業規模の小さい事業所では、環境マネジメントシステムの導入や社内における環境教育の実施率が多いとはいえない状況にあります。

③ 課題

- ・従業員規模や事業内容による事業所間格差の緩和・是正
- ・従業員規模の小さい事業者に対する支援
- ・環境教育や実践活動をはじめ、継続するための、動機付けや情報提供
- ・地域の一員として様々な活動への参加・支援

(5) 市（行政）

① 役割

市は、家庭、地域、学校園、保育所・園、市民活動団体、事業者、他の行政（国、大阪府）などの各主体と連携・協力し、本基本方針に沿った環境教育・学習を推進していくため、各主体の活動をつなぐ役割を担います。

各主体が取り組む環境教育・環境活動の支援や、普及啓発事業の実施、人材の育成、活動の場づくりや機会の提供、情報の収集・提供等を行いま

す。たとえば、それは、環境教育・学習を担う人材を養成するための各種研修や講座などの実施や発達段階、活動の場、テーマに応じたプログラムや施設、人材などの情報を迅速に入手でき、活用できる体制の構築を行うことです。また、市自身が、地域の一事業者として、事業活動における環境への負荷の軽減に努める必要があります。環境管理制度の導入や環境問題研修の充実等の取組を環境配慮のための率先行動として実践していきます。そのためには、職員一人ひとりの意識を高めることが重要であり、研修の実施等により全庁的に環境教育・学習を行うことが求められます。

② 現状

市では、自然観察会、キャンプ、星座観察、各種講座等の環境教育・学習への取組がそれぞれの立場からされていますが、各関係課等でつながりのある事業が少ない状況にあります。

今回実施したアンケートの回答によると、全体的に市に対して、市の施策、環境に関する情報提供、啓発等がより一層望まれています。

また、市民（茨木市環境教育ボランティア登録者）に対する意識アンケートから、環境教育をより効果的に進めていくために必要とされる市の取組として、人材育成、環境教育の拠点の充実、学校教育に対する研修の充実を多くの方が挙げていました。

③ 課題

- ・市の施設は、各部局ごとに独自の取組が行われており、各部局間の情報交換、連携・協力関係が必要である。
- ・情報収集機能の充実。
- ・行政内部・行政組織間（国・府・市）での連携・調整、相互の情報交換。
- ・取組のあり方や成果等の検証・改善。
- ・職員への環境教育研修の充実。
- ・周辺各市の状況も参考にしながら、本市独自の施策を展開すること。
- ・各主体の連携・協力や人材育成の仕組みづくり、環境活動を促す経済的な仕組みづくり。